

## ○伊奈町生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

平成14年3月27日

要綱第13号

伊奈町生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱（平成3年要綱第11号）  
の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、家庭から搬出される生ごみの減量化を図るため家庭用生ごみ処理容器又は生ごみ減量化機器（以下「処理容器等」という。）の購入者に対し、予算の範囲内で、町がその費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において処理容器等とは、次の各号に掲げるもので、家庭から出る生ごみを減量化及び堆肥化できると町長が認めたものをいう。

（1） 生ごみ処理容器 微生物又は細菌若しくは小動物の働きを利用して脱水、分解、発酵させることを目的として作られたコンポスト型容器又はバケツ型容器

（2） 生ごみ減量化機器 電力等を利用して乾燥、脱水、分解、消滅させることを目的として作られた機械

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

（1） 町内に住所を有し、現に居住している者（事業所は除く。）

（2） 処理容器等を常に良好な状態で維持管理できる者

（3） 堆肥化された生ごみを自家処理することができる者

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、100円未満

の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(1) コンポスト型容器 購入金額に2分の1を乗じて得た額とする。

(ただし、限度額を1基につき、2,500円とし、1世帯2基までとする。)

(2) バケツ型容器 購入金額に2分の1を乗じて得た額とする。(ただし、限度額を1基につき、1,000円とし、1世帯2基までとする。)

(3) 生ごみ減量化機器 購入金額に2分の1を乗じて得た額とする。

(ただし、限度額を20,000円とし、1世帯1基とする。)

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して領収書が発行された日から90日以内に町長に申請しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) 補助対象経費に係る仕様書の写し

2 前項に規定する領収書の写しは、処理容器等の購入日、購入者の氏名、販売者の住所及び名称並びに処理容器等の名称及び型式を記載したものでなければならない。

(補助金の交付等の決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつた場合は速やかにその内容を審査のうえ交付の可否を決定し、生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定通知書(第2号様式)又は生ごみ処理容器等購入費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の補助金交付決定通知を受けた者は、補助金交付決定通知日

から30日以内に生ごみ処理容器等購入費補助金交付請求書（第4号様式）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、第1項の請求書の提出があったときは、速やかに請求書に記載された預金口座へ振込みの方法で補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 町長は、交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当したときは交付決定を取り消し、又は補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

（1） 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 処理容器等を本来の目的以外に使用したとき。

（3） その他この要綱に定める事項に違反したとき。

（処理容器等の譲渡等の禁止）

第9条 補助金の交付を受けた者は、処理容器等を他人に譲渡し、貸与し、又は廃棄してはならない。ただし、購入後5年を経過したとき、又は町長の承認をうけたときは、この限りでない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の伊奈町生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定により補助金の申請がされたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年要綱第39号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の伊奈町生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和６年要綱第１１号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)  
伊奈町長

住所  
申請者 氏名  
電話

伊奈町生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

|                 |                                                                                                                                             |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象 機 器         | <input type="checkbox"/> コンポスト型容器 _____基<br><input type="checkbox"/> バケツ型容器 _____基<br><input type="checkbox"/> 生ごみ減量化機器<br>(該当の機器に☑してください。) |
| 機 器 名<br>(メーカー) | ( )                                                                                                                                         |
| 購 入 金 額         | 円 (税込み)                                                                                                                                     |
| 交付申請額           | 円                                                                                                                                           |

《添付書類》

- ☐ 領収書の写し  
(処理容器等の購入日、購入者の氏名、販売者の住所及び名称並びに処理容器等の名称及び型式を記載したもの)
- ☐ 仕様書の写し  
(家庭用生ごみ処理容器等の性能が分かる資料。カタログ等の写し可)

第2号様式(第6条関係)

生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定通知書

発第 号  
年 月 日

様

伊奈町長 印

年 月 日付けで申請のあった生ごみ処理容器等購入費補助金の交付について、下記のとおり決定したので伊奈町生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱第6条の規定により通知する。

記

交付金額 円

第3号様式(第6条関係)

生ごみ処理容器等購入費補助金不交付決定通知書

発第 号  
年 月 日

様

伊奈町長 印

年 月 日付けで申請のあった生ごみ処理容器等購入費補助金の交付について、下記のとおり決定したので伊奈町生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱第6条の規定により通知する。

記

不交付

理 由

第 4 号様式（第 7 条関係）

生ごみ処理容器等購入費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)  
伊奈町長

住所  
申請者 氏名 印  
電話

伊奈町生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

記

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 請 求 金 額 | 円                       |
| 金融機関名   | 銀行<br>信用金庫 支店<br>農業協同組合 |
| 預 金 種 別 | 普通預金 当座預金               |
| 口 座 番 号 |                         |
| フリガナ    |                         |
| 口座名義人   |                         |

※振込先の口座名義人は、請求者と同じにしてください。



第 1 号様式（第 5 条関係）

第 2 号様式（第 6 条関係）

第 3 号様式（第 6 条関係）

第 4 号様式（第 7 条関係）